

倫理綱領の策定について

1 倫理綱領とは

専門職団体が、専門職としての社会的責任、職業倫理を行動規範として成文化し、活動の根本とするもの。

2 倫理綱領の必要性

相談支援の現場において、複雑化・多様化する様々な課題について、ソーシャルワークの基本的・普遍的な価値基準を示すことにより、実践における拠り所とするもの。

3 策定にあたっての視点

- 更に相談支援の質を高めるための方向性を提示
- 重層的支援に対応するため障害分野の方針を明確化
- 当事者、家族の声を反映
- 倫理綱領を根幹に置いた実践に努め、意思決定支援などに適用
- 倫理的ジレンマを理解し相談支援に役立てる

4 倫理綱領 WG による議論の方向性

- 相談支援専門員として何を大切に何を目指すのかを盛り込む
- 「何のために作るのか」や「北九州市の相談支援らしさ」を表現したい

5 北九州版相談支援専門員倫理綱領に関する検討の柱

- 多様性の尊重（価値観、利用者のペース、利用者中心）
- 多職種連携（社会資源の創出、地域の中で暮らす）
- 意思決定のための選択（自立支援）
- 人権尊重、権利擁護（生きる権利、家族との関係）
- 専門職としての質の向上（説明責任、法令遵守、目的と過程）